

平成 26 年度

復興庁 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

復興庁 省庁別財務書類

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	8
参考情報	
1 復興庁の所掌する業務の概要	15
2 復興庁の組織及び定員	15
3 平成26年度歳入歳出決算の概要	15
4 公債関連情報	15

貸 借 対 照 表

(単位 : 百万円)

	前会計年度 (平成26年 3月31日)	本会計年度 (平成27年 3月31日)		前会計年度 (平成26年 3月31日)	本会計年度 (平成27年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	2,363,598	1,565,240	未払金	1,924	3,062
未収金	-	0	賞与引当金	186	217
前払金	815	669	退職給付引当金	1,165	1,439
前払費用	0	0			
その他の債権等	1,130	1,435			
有形固定資産	63	76	負債合計	3,276	4,718
物品	63	76	< 資産・負債差額の部 >		
無形固定資産	3	2	資産・負債差額	2,362,335	1,562,707
資産合計	2,365,611	1,567,426	負債及び資産・ 負債差額合計	2,365,611	1,567,426

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
人件費	1,415	1,778
賞与引当金繰入額	186	217
退職給付引当金繰入額	42	61
補助金等	27,056	104,112
委託費等	4,420	6,825
労働保険特別会計への繰入	407	-
食料安定供給特別会計への繰入	4,344	2,833
社会資本整備事業特別会計への繰入	260,882	-
庁費等	3,653	4,262
その他の経費	547	603
減価償却費	11	12
本年度業務費用合計	302,969	120,707

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	1,868,958	2,362,335
II 本年度業務費用合計	△ 302,969	△ 120,707
III 財源	795,334	△ 678,766
配賦財源	795,330	△ 678,862
自己収入	3	96
IV 無償所管換等	1,012	△ 154
V 本年度末資産・負債差額	2,362,335	1,562,707

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
配賦財源	795,330	△ 678,862
自己収入	3	95
前年度剰余金受入	1,870,035	2,363,598
財源合計	2,665,369	1,684,831
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 1,577	△ 1,974
補助金等	△ 26,048	△ 102,975
委託費等	△ 4,420	△ 6,825
労働保険特別会計への繰入	△ 250	-
食料安定供給特別会計への繰入	△ 4,344	△ 2,833
社会資本整備事業特別会計への繰入	△ 260,882	-
庁費等の支出	△ 3,699	△ 4,378
その他の支出	△ 547	△ 603
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 301,770	△ 119,590
業務支出合計	△ 301,770	△ 119,590
業務収支	2,363,598	1,565,240
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	2,363,598	1,565,240
翌年度歳入繰入	2,363,598	1,565,240
本年度末現金・預金残高	2,363,598	1,565,240

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 713百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 1,375百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「未収金」には、返納金債権を計上している。
- ・「前払金」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、労働保険特別会計に繰

り入れた額のうち繰入超過額を計上している。

- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち一般会計等が負担する退職給付引当金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、利子補給金及び児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「労働保険特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、労働保険業務に必要な経費として、労働保険特別会計への繰入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「社会資本整備事業特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、治水事業及び道路整備事業等の財源として、社会資本整備事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「配賦財源」には、共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、預託金利子収入及び雑入等を計上している。
- ・「無償所管換等」には、定員変動による退職給付引当金及び賞与引当金の引継等に伴う資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「配賦財源」には、共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、預託金利子収入及び雑入等を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「労働保険特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、労働保険業務に必要な経費として、労働保険特別会計への繰入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「社会資本整備事業特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、治水事業及び道路整備事業等の財源として、社会資本整備事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当の支出のうち、他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(3) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
政府預金（日本銀行預金）	1,565,240
合計	1,565,240

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	個人	0
合計		0

③ 前払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
労働保険特別会計に繰り入れた額のうち繰入超過額	労働保険特別会計雇用勘定	669
合計		669

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣一般会計	38	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額
内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣府一般会計	103	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額
総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	総務省一般会計	145	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	法務省一般会計	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	外務省一般会計	16	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	財務省一般会計	133	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	文部科学省一般会計	28	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	厚生労働省一般会計	95	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	農林水産省一般会計	263	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	経済産業省一般会計	139	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	国土交通省一般会計	432	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
自動車安全特別会計が負担する退職給付引当金相当額	自動車安全特別会計	13	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、自動車安全特別会計が負担する退職給付引当金相当額
環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	環境省一般会計	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	防衛省一般会計	23	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
合計		1,435	

⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物品	63	24	-	11	-	76
物品(美術品を除く)	63	24	-	11	-	76
小計	63	24	-	11	-	76
(無形固定資産)						
ソフトウェア	2	-	-	0	-	1
電話加入権	1	-	-	-	-	1
小計	3	-	-	0	-	2
合計	67	24	-	12	-	79

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
復興特区支援利子補給金	民間団体	3,059
2・3月分児童手当	職員	2
合計		3,062

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	1,165	157	431	1,439
合計	1,165	157	431	1,439

(注) 退職手当に係る引当金の本年度増加額431百万円のうち、369百万円は、一般会計等から東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる増加額であり、本年度取崩額157百万円のうち、68百万円は、東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる減少額である。

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
復興特区支授利子補給金	民間団体	1,929	「東日本大震災復興特別区域法」第44条に規定する復興特区支授貸付事業を行う金融機関が、認定復興推進計画に定められた事業を行うのに必要な資金の貸付けについての利子補給金
福島再生加速化交付金	地方公共団体	372	原子力災害からの復興を図るため行う福島再生加速化事業に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金
福島原子力災害復興交付金	福島県	100,000	原子力事故対応の加速化を図るため行う福島原子力災害復興事業の基金の造成に要する経費
福島定住等緊急支授交付金	地方公共団体	1,809	原発事故に伴い市町村外に自主的に避難している子育て世帯の帰還を促進する公的賃貸住宅や、子どもの運動機会の確保のための施設整備を支援するための経費
東日本大震災復興推進事業費補助金	地方公共団体	0	地域の柔軟な発想に基づく、復興のためのモデル性・新規性のあるソフト事業を被災した県等が実施するための経費
合計		104,112	

(2) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
福島避難解除等区域生活環境整備事業委託費	地方公共団体	1,413	住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行うための委託費
福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費	地方公共団体	5,412	福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組及び直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策事業のための委託費
合計		6,825	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
国会	191	-	△ 191
内閣	43	-	△ 43
内閣府	61,280	23,775	△ 37,505
総務省	417,670	0	△ 417,669
法務省	2,757	1,113	△ 1,643
外務省	-	2,136	2,136
財務省	744,131	2,589,369	1,845,238
文部科学省	209,541	3,768	△ 205,773
厚生労働省	38,197	7,961	△ 30,235
農林水産省	305,944	5,667	△ 300,276
経済産業省	85,871	27,611	△ 58,260
国土交通省	1,113,931	253,375	△ 860,555
環境省	650,805	77,366	△ 573,438
防衛省	42,146	1,502	△ 40,643
合計	3,672,511	2,993,649	△ 678,862

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源の内訳である。

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	96
		小計	96
合計			96

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	内閣府一般会計	△ 0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	総務省一般会計	△ 0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	財務省一般会計	△ 1	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	厚生労働省一般会計	△ 1	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	厚生労働省東日本大震災復興特別会計	△ 145	労働保険特別会計に繰り入れた額のうち繰入超過額の返還金	前払金の調整に伴う所管換	
	農林水産省一般会計	△ 3	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	経済産業省一般会計	△ 2	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	国土交通省一般会計	△ 6	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	独立行政法人都市再生機構	△ 1	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	独立行政法人土木研究所	△ 0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	小計	△ 163			
財産の無償所管換等 (渡)	内閣府一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	財務省一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	文部科学省一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	農林水産省一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	経済産業省一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	国土交通省一般会計	2	賞与引当金	定員変動に伴う所管換	
	内閣府一般会計	0	退職給付引当金	定員変動に伴う所管換	
	文部科学省一般会計	0	退職給付引当金	定員変動に伴う所管換	
	農林水産省一般会計	0	退職給付引当金	定員変動に伴う所管換	
	経済産業省一般会計	△ 0	退職給付引当金	定員変動に伴う所管換	
	国土交通省一般会計	2	退職給付引当金	定員変動に伴う所管換	
小計	8				
合計	△ 154				

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の配賦

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
国会	191	-	△ 191
内閣	43	-	△ 43
内閣府	61,280	23,775	△ 37,505
総務省	417,670	0	△ 417,669
法務省	2,757	1,113	△ 1,643
外務省	-	2,136	2,136
財務省	744,131	2,589,369	1,845,238
文部科学省	209,541	3,768	△ 205,773
厚生労働省	38,197	7,961	△ 30,235
農林水産省	305,944	5,667	△ 300,276
経済産業省	85,871	27,611	△ 58,260
国土交通省	1,113,931	253,375	△ 860,555
環境省	650,805	77,366	△ 573,438
防衛省	42,146	1,502	△ 40,643
合計	3,672,511	2,993,649	△ 678,862

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源の内訳である。

② 特別会計の収入の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	95
		小計	95
合計			95

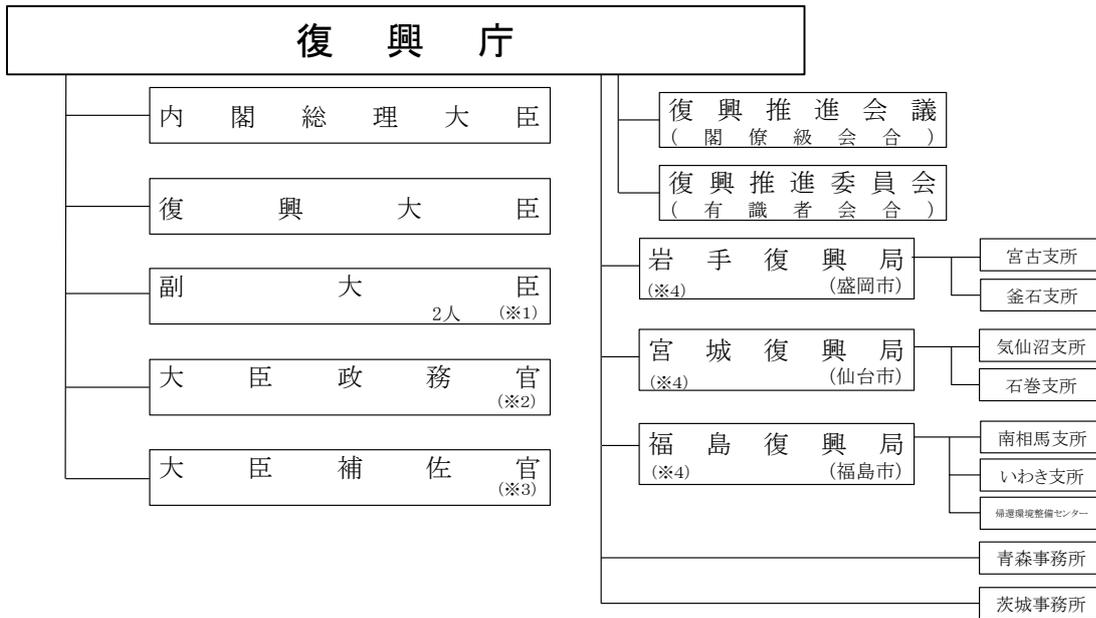
参考情報

1 復興庁の所掌する業務の概要

- (1) 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- (2) 東日本大震災復興基本法第 2 条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

2 復興庁の組織及び定員

(1) 組織図（平成 26 年度末現在）



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 大臣補佐官は、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
 ※4 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員（平成 26 年度予算定員）

一般会計の予算定員は措置されていない。東日本大震災復興特別会計の予算定員は 186 名である。

3 平成 26 年度歳入歳出決算の概要

収納済歳入額：23,636 億円
 支出済歳出額：1,195 億円
 剰余金：15,652 億円

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,391,512 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>384,928 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>75,954 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>5,569 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>- 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>58 億円</u>